

新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月24日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第11号

新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定により職員を休職させる場合は、この限りでない。

第4条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第3項ただし書の規定を準用する。。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。